

## 第2期 事業計画

(2025年4月1日～2026年3月31日)

一般財団法人徳島音楽芸術振興財団

## 1. 事業の目的（定款第3条）

オペラ及びその他の音楽芸術活動の普及と振興を行い、徳島県民の生活の向上と徳島県における文化の形成及び徳島の経済と社会の活性に寄与することを目的とする。

## 2. 今期の事業計画

### I. 音楽普及・振興事業

#### 1. 音楽のまちづくり事業

##### (1) 出張おんがく教室

小学校、中学校、高等学校等を、「音楽家」である市民ボランティアが訪問し、子どもたちに音楽芸術に触れる機会を提供する。また、音楽との向き合い方や音楽とともに歩む人生を伝えることを通じて、豊かな人生のあり方を子どもたちに伝える。

・実施回数 3校

##### (2) 私のまちのコンサート

社会福祉施設等を、「音楽家」である市民ボランティアが訪問し、市民に音楽芸術に触れる機会を提供する。

・実施回数 社会福祉施設等への慰問公演 3回  
イベント等での公演 1回

##### (3) 「音楽家」発掘

音楽のまちづくり事業に「音楽家」として協力する市民ボランティアを公募する。書類・面接・実技の面から審査することとし、実技面の審査に関しては、プロとしての演奏経験や、演奏家の審査経験を有する者等に審査員として参加してもらう。

#### 2. オペラハウス設立による音楽文化の普及事業

##### (1) オペラハウスの設立・運営事業

建設までのロードマップを策定するとともに、基本構想のとりまとめを行う。

##### (2) オペラハウスやオペラ文化に関する普及活動

オペラハウスやオペラに関する基礎的な知識を伝える小冊子を制作することで、オペラハウスに関する市民の興味関心を喚起する。

## II. 財団運営

### 1. 運営体制の整備

運営に必要な規程類等の整備や事務体制、組織運営の基盤を構築する。

### 2. 当財団に関する広報

ウェブサイトの充実やパンフレット・リーフレット類の制作・配布を行い、徳島県内における当財団の活動の認知を図る。

以 上